

●香川県告示第384号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成26年香川県告示第292号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成26年11月1日次のとおり免許した。

平成26年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成26年11月1日から平成31年3月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁場の区域 (池名)	漁業権者	
			氏名又は名称	住所
内区第222号	1	額池	鶴見 幸雄	高松市前田西町598番地6
内区第223号	2	行寺池	川西 昇	高松市多賀町2丁目14番8号
内区第224号	3	吉池	浪越 鷹司	三豊市仁尾町仁尾丙1210番地
内区第225号	4	国吉池	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353番地
内区第226号	5	宮池	大橋 正幸	三豊市山本町辻1353番地